九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

国立大学の内部問題と司法審査――富山大学事件（最３判1977年3月15日民集31巻2号234頁）

南野，森

https://hdl.handle.net/2324/25636

出版情報：2012-08
バージョン：
権利関係：

国立大学の内部問題と司法審査……富山大学事件

190 最3判昭和52・3・15民集三一巻二号二三四頁　　関連条文　裁判所法三条

国立大学の内部問題（単位認定）は裁判所の審査の対象となるか。

事　実　富山大学経済学部のA教授は、学部長の指示に反して授業を続け試験と成績評価も実施したが、学部長が当該授業の単位認定判断を行わなかったため、学生が単位不認定の違法確認と単位認定義務の存在の確認を求めた。

裁判所の見解　①「一切の法律上の争訟とはあらゆる法律上の係争を意味するものではな」く、「一般市民社会の中にあつてこれとは別個に自律的な法規範を有する特殊な部分社会における法律上の係争のごときは、それが一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまる限り、その自主的、自律的な解決に委ねるのを適当とし、裁判所の司法審査の対象にはならない」。②「大学は、国公立であると私立であるとを問わず、学生の教育と学術の研究とを目的とする教育研究施設であつて、その設置目的を達成するために必要な諸事項については…自律的、包括的な権能を有し、一般市民社会とは異なる特殊な部分社会を形成している」から、「一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題は右司法審査の対象から除かれるべき」である。③単位認定行為は、「一般市民法秩序と直接の関係を有するものであることを肯認するに足りる特段の事情のない限り、純然たる大学内部の問題として大学の自主的、自律的な判断に委ねられるべきものであつて、裁判所の司法審査の対象にはならない」。

解　説　国公立大学の学生の在学関係は伝統的には「特別権力関係」として法治主義の枠外に置かれうるものとされてきた（本件の第一審判決参照）ところ、本判決は特別権力関係論をとらず、むしろ教育研究機関としての大学を国公立と私立とを問わず部分社会として扱うことを示したことがまず何より重要である（部分社会という概念は用いずに、ほぼ同じ見解を述べていたものとして、最3判昭和49・7・19〔昭和女子大事件〕）。本判決は、単位認定行為を原則として司法審査の対象とはならない部分社会の「内部的な問題」としたが、別の原告から同学部専攻科の修了認定を学長がしないことの違法確認等の訴えが提起されていた事件に対し、同日同法廷の別判決（民集同巻同号二八〇頁）は、専攻科の修了認定をしないことは「学生が一般市民として有する公の施設を利用する権利を侵害する」からそれをめぐる争いは司法審査の対象になるとした。しかしこのような「内部・外部二分論」には疑問も多く、「学生の権利・利益との直接かつ重要な関連性の有無や大学の自律の尊重など諸要素を考慮して個別的に判断されるべき」（渡辺後掲二一頁）とする立場が有力である。

▼評釈――井上典之・百選Ⅱ201、山本龍彦・判プラ288、野口貴公美・行百Ⅱ151、渡辺康行・法教三五七号